解散公告

当法人は、平成二十八年九月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

長崎県大村市陰平町一八二三番地三

特定非営利活動法人エコネット・ラボ

清算人　富永　和博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

熊本市西区横手四丁目一二番一〇号

トラベリッチ株式会社

代表清算人　篠原　昌寛

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

鹿児島市樋之口町七―一ＡＸｉＳ甲東六〇二号ＮＰＯ協働オフィス

特定非営利活動法人日本市民後見人協会

清算人　小浜　洋一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

那覇市泊二丁目一番地一八ＴＡＣ泊ビル五階

株式会社心の病克服センター

代表清算人　徳良　悦子

解散公告（第一回）

当基金は平成二十八年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

東京都新宿区新宿一丁目三四番九号

全国パン厚生年金基金

代表清算人　白石　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

福岡市東区香住ヶ丘三丁目三〇番一〇号

医療法人工藤耳鼻咽喉科医院

清算人　工藤　庄治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月二十九日青森県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

青森市筒井三丁目一七番三六号

学校法人五十嵐学園

清算人　五十嵐容子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年九月十四日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

秋田県秋田市山王一丁目一番一号

秋田市土地開発公社

代表清算人　工藤喜根男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

兵庫県姫路市増位新町一丁目二四番

管理組合法人花の北モール

清算人　的場　勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年八月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

和歌山県日高郡日高川町大字弥谷三一番地

弥谷生産森林組合

清算人　藤本　賢一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一号

全国建設厚生年金基金

代表清算人　近藤　晴貞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市千厩町磐清水字大峯五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菊地　敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

岩手県一関市千厩町千厩字北方二二番地二

相続財産管理人　加藤　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切二丁目五二番地八、最後の住所不詳　被相続人　亡　岩崎　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込三丁目一一〇一番地、最後の住所東京都大田区南馬込三丁目三九番二二号　被相続人　亡　横山喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草橋二丁目一一番地一、最後の住所東京都世田谷区代沢二丁目一五番一一号　被相続人　亡　北村　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十七日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号

今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

第14期決算公告

平成28年9月30日

静岡県駿東郡小山町吉久保399―2

グッドスマイル株式会社

代表取締役　片瀬　和美

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,877
	固定資産	532,518
	資産合計	927,396
負債及び純資産の部	流動負債	26,556
	固定負債	22,961
	株主資本	877,878
	資本金	3,000
	利益剰余金	874,878
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	874,818
	（うち当期純利益）	(254,643)
	負債・純資産合計	927,396